$\neg$	新規	更新
	利力化	义利

## 155 ランドウ・クレフナー症候群

■ 行政記載欄				
受給者番号		判定結果	□ 認定	□ 不認定
■ 基本情報				
姓 (かな)		名 (かな)		
姓 (漢字)		名 (漢字)		
郵便番号				
住所				
生年月日	西暦 年	月	В	*以降、数字は右詰めで 記入
性別	□ 1. 男 □ 2.	女		
出生市区町村				
出生時氏名	姓 (かな)	3	名(かな)	
(変更のある場合)	姓 (漢字)	-	名(漢字)	
	□ 1. あり	□ 2.なし	[	] 3. 不明
	発症者続柄			
	□ 1.父 □ 2.	<del>日</del> :	□ 3.子	□ 4. 同胞(男性)
	□ 5. 同胞(女性)	□ 6.祖父(5	义方) [	7.祖母(父方)
家族歴	□ 8. 祖父 (母方) □ 9. 祖母 (母方) □ 10. いとこ			
	□ 11. その他 *11 を選択の場合、以下に記入			
	続柄			
発症年月	西暦			

社会保障					
介護認定	□ 1. 要介護 [	2. 要支援	☐ 3. <i>t</i>	2L	
要介護度		<u> </u>	4	<u> </u>	
生活状況					
移動の程度	□ 1.歩き回るのに問題はな	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	. いくらか問題が	ある	
	□ 3. 寝たきりである				
身の回りの管理	□ 1. 洗面や着替えに問題は	ない 2	. いくらか問題が	ある	
夕の回りの自在	□ 3. 自分でできない				
ふだんの活動	□ 1.問題はない	_ 2	. いくらか問題が	ある	
	□ 3.行うことができない				
痛み/不快感	□ 1.ない [	2. 中程度ある	<u> </u>	とどい	
不安/ふさぎ込み	□ 1.問題はない	2	. 中程度		
19/ 3-002	□ 3.ひどく不安あるいはふ	さぎ込んでいる			
■ 診断基準に関する事項 A. 症状					
1. 発症前の発達は正常		□ 1. 該当	2. 非該当	□ 3. 不明	
2. 聴覚失認、語聾などの聴覚言語障害が思春期まで (概ね2~10歳) に発症		□ 1. 該当	□ 2. 非該当	□ 3. 不明	
3. 言語能力の退行(感覚失語、時に全失語にいたる)。 一部の症例では一過性の改善を示す。		○ 1.該当	2. 非該当	□ 3. 不明	
		□ 1.該当	2. 非該当	□ 3. 不明	
		発作型(複数)	選択可)		
4. てんかん発作の合併は70~80%で、発作頻度は少ない。 多くは焦点性発作を呈する。		複雑部分	□ 複雑部分発作 □ 単純部分発作		
			□ 二次性全般化発作 □ 非定型欠神発作		
			□ その他の型		
		*その他の型を追	選択の場合、以下に	記入	
		現在の状況	□ 発作残存	□ 発作消失	
5. 認知障害、行動障害を伴う		□ 1. 該当	2. 非該当	□ 3. 不明	

B. 検査所見 *小数点も1文字として記入する		
	□ 1. 該当 □ 2. 非該当 □ 3. 不明	
	脳波所見の変化	
	□ 両側性棘徐波 □ 焦点性異常波	
1. 脳波検査では棘波、棘徐波を、両側性、全般性に	□ 多焦点性異常波 □ 突発性異常波の消失	
認める。焦点性異常の側性は一定せず、多焦点を 呈することが多く、局在は側頭葉が高頻度である。	□ 正常化 □ その他の変化	
徐波睡眠期はてんかん性発射の頻度が増し、両側性	*両側性棘徐波の場合、以下より選択	
棘徐波が持続する。	□ 残存 □ 消失	
	*その他の変化を選択の場合、以下に記入	
2. 頭部画像検査では視察的評価における形態的な 異常を認めないが、機能検査により非対称性、 側頭葉の異常が認められる。	□ 1. 該当 □ 2. 非該当 □ 3. 不明	
3. 神経心理検査で聴覚失認、言語障害を認める	□ 1. 該当 □ 2. 非該当 □ 3. 不明	
C. 鑑別診断		
以下の疾病を鑑別し、全て除外できる。 除外できた疾病には <b>☑</b> を記入する。	□ 1. 全て除外可 □ 2. 除外不可 □ 3. 不明	
□ 中心-側頭部棘波を伴う良性小児てんかん □ レ	ノックス・ガストー症候群 🗌 側頭葉てんかん	
□ 非てんかん性疾患		
末梢性難聴 心	理的要因	
□ 脳血管障害後遺症などによる失語症 □ 自	閉症	
<診断のカテゴリー>		
発達が正常な児童に症状 (A-2、3) を認め、 検査所見 (B-1) を認める	□ 1. 該当 □ 2. 非該当	
症状の概要、経過、特記すべき事項など *250 文字以内が	→つ7行以内	

下記のいずれか	の脳機能障	ぎ書を呈している		□ 1.該当	2. 非該当	□ 3. 不明
□ 感覚性言語	<b>輝害</b>	□ 表出性言	言語障害		全失語	
□ 多弁		□ 行動異常	H)		運動障害	
*行動異常の場合	、以下より選	択				
□ 多動		攻撃性		] 衝動性		その他
■ 治療その他						
	□ 1. あ	ŋ	] 2.なし		3. 不明	
		PHT [	PB/PRM	CBZ	☐ VPA	ZNS
<b>左</b> 热态表 表	薬剤名	TPM [	LTG	LEV	GBP	CLB
有効であった 抗てんかん薬		DZP [	ESM	STP	RFN	ACTH
		□ その他の薬剤	*その他の	薬剤を選択の場	合、以下に記入	
	□ 1. 実	施	] 2. 未実施		3. 不明	
	□ ステ	ロイドパルス治療	□ 有効		無効	□ 判定保留
	□ ステロイド内服治療		□ 有効		無効	判定保留
その他の治療	□ 免疫グロブリン治療		□ 有効		無効	判定保留
	□ その	他の免疫修飾療法	□ 有効		無効	判定保留
	□てん	かん外科治療	□ 有効		無効	判定保留
	□ その	他の治療	□ あり		なし	

## ■ 重症度分類に関する事項 「G40 てんかん」の障害等級判定区分 一 ハ、ニの発作が月に1回以上ある(1級程度) □ イ、ロの発作が月に1回以上ある、またはハ、二の発作が年に2回以上ある(2級程度) □ イ、ロの発作が月に1回未満、またはハ、二の発作が年に2回未満である(3級程度) てんかん発作のタイプ イ. 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 ロ. 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 ハ. 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 ニ. 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 「精神症状・能力障害二軸評価」 (2) 能力障害評価 □ 1.精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および 社会生活は普通に出来る 2. 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける □ 3. 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて 支援を必要とする □ 4. 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を 要する □ 5. 精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない 上記の精神保健福祉手帳診断基準における「G40 てんかん」 の障害等級判定区分および障害者総合支援法における 1. 該当 2. 非該当 3. 不明 「精神症状・能力障害二軸評価」(2) 能力障害評価で、

次ので	ハずれかに該当す	トる		
	「G40 てんかん」	の障害等級が1級程度で、	能力障害評価	51~5 のいずれかを満たす
	「G40 てんかん」	の障害等級が2級程度で、	能力障害評価	3~5 のいずれかを満たす
	「G40 てんかん」	の障害等級が3級程度で、	能力障害評価	54~5 のいずれかを満たす

## ■ 人工呼吸器に関する事項(使用者のみ記入)

使用の有無	□ 1. あり			
開始時期	西暦 日 月			
離脱の見込み	☐ 1. あり ☐	2.なし		
種類	□ 1. 気管切開孔を介した	上人工呼吸器		
122/91	□ 2. 鼻マスク又は顔マス	クを介した人工呼吸	器	
*************************************	□ 1. 間欠的施行	□ 2. 夜間に継続的	に施行	
施行状況	□ 3. 一日中施行	□ 3. 一日中施行 □ 4. 現在は未施行		
	食事	□ 自立	□ 部分介助	□ 全介助
	車椅子とベッド間の移動	□ 自立	□ 軽度介助	
		□ 部分介助	□ 全介助	
	整容	自立 部分介助/不可能		能
	トイレ動作	□ 自立	□ 部分介助	□ 全介助
生活状況	入浴	□ 自立	□ 部分介助/不可	能
工作机化	歩行	□ 自立	□ 軽度介助	
	少1]	□ 部分介助	□ 全介助	
	階段昇降	□ 自立	□ 部分介助	一不能
	着替え	□ 自立	□ 部分介助	□ 全介助
	排便コントロール	□ 自立	□ 部分介助	□ 全介助
	排尿コントロール	□ 自立	□ 部分介助	□ 全介助

医療機関名	
指定医番号	
医療機関所在地	
電話番号	*ハイフンを除き、左詰めで記入
医師の氏名	印
	※自筆または押印のこと
記載年月日	西暦

- ・病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても 差し支えありません。(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。)
- ・治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い 状態を記載してください。
- ・診断基準、重症度分類については、 「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成 26 年 11 月 12 日健発 1112 第 1 号健康局長通知) を参照の上、 ご記入ください。
- ・審査のため、検査結果等について別途提出をお願いすることがあります。